

審 査 基 準

平成13年4月4日作成

法 令 名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（25-1）
根 拠 条 項：第12条第3項
処 分 の 概 要：防犯登録を行う者の指定
原 権 者：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：生活安全部生活安全総務課
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全総務課（043-201-0110）
備 考：